

第4回 「介護保険の利用方法 ～認定後の手続き～」

認定を受けただけでは介護保険のサービスを利用することはできません。
サービスを利用するためには、以下の手続きを行う必要があります。

認定後の大まかな流れ



STEP 1

認定結果通知の確認

申請から原則 30 日以内に、要介護認定の結果通知書が送られてきます。
通知が届いたら以下の内容を確認しましょう。

結果通知の内容

●要介護・要支援認定結果通知書

●介護保険被保険者証

●居宅介護支援事業所一覧

●居宅介護サービス計画届出書

被保険者番号・氏名

認定結果（要支援、要介護）

認定の有効期間

等を確認しましょう。

介護サービスを利用する際契約するケアマネジャーの事業所一覧です。

介護サービスを利用する際、ケアマネジャーが使用します。



STEP2

ケアマネジャーとの契約

介護サービスを利用する際、どんな理由でどのサービスを利用するかを記載した**ケアプラン**を作成します。ケアプランを作成するのが居宅介護支援事業所の**ケアマネジャー**であり、被保険者はケアマネジャーとの契約を通じて利用するサービスを選択し、ケアプランを作成してもらうことになります。

ケアマネジャーとの契約方法

要支援の方 **地域包括支援センター**にご相談ください。
地域包括支援センターの職員もしくは包括支援センターと委託契約を結んだ居宅介護支援事業所のケアマネジャーと契約していただきます。

要介護の方 居宅介護支援事業所と契約します。
(結果通知書に同封された居宅介護支援事業所一覧をご参照ください。)

※施設入所の場合、ケアプランの作成は入所先の施設に相談しましょう。

ケアマネジャー（居宅介護支援事業所）選択のヒント

- ケアマネジャーの行う仕事はどこの居宅介護支援事業所でも同じです。また契約するケアマネジャーは利用者の意向でいつでも変更することが可能です。
- 居宅介護支援事業所一覧で事業所の住所を確認しましょう。自宅の近くに事業所はありませんか？
- 利用したいサービスは決まっていますか？（例：〇〇老人ホームのデイサービスを利用したい等）。
- 知人やご親族に介護保険を利用している人はいませんか？
- どうしても契約先が見つからない場合、地域包括支援センターにご相談ください。



担当のケアマネジャーが決まったら、いよいよ介護サービスを利用できるようになります。次回は在宅で利用できる介護サービスについて見ていきましょう。

住民福祉課 介護保険係
75-8820（直通）
75-2111（内線165）